

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令の概要について

平成22年10月
総務省

1 政令の趣旨

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成22年法律第49号）の施行に伴い、個人の道府県民税及び市町村民税に係る免税措置に関する細目を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

2 主な内容

個人の道府県民税及び市町村民税に係る免税措置に関する細目

- (1) 手当金等の交付により生じた所得の金額の計算方法について定める。
- (2) 手当金等の交付により生じた所得に係る所得割の額として免除する額は、総所得金額に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額から、手当金等の交付により生じた所得の金額がなかったものとして計算した場合における総所得金額に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額を控除した金額とする。
- (3) 免税措置は、適用を受けようとする年度分の申告書（所得税法上の確定申告書を含む。）に、手当金等の交付により生じた所得の金額の計算に関する明細書その他総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- (4) 手当金等に係る免税措置の適用を受ける場合における既存の肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用について、必要な読替え規定を整備する。

3 施行期日

公布の日から施行する。